

「(仮称)葛飾区暴力団排除条例(案)の区民意見提出手続」の実施について

1 区内の暴力団情勢

東京都内における現在の暴力団は、都民生活や一般の事業活動の場にも深く介入し、その組織力を背景とした様々な資金獲得活動を敢行している。特に東京は、産業・経済の中心地であることから、都内に集中する様々な利権を狙って暴力団が進出してきている。

葛飾区内においても、暴力団事務所が15箇所、同事務所に所属する構成員が約70名、区内居住の暴力団関係者が約460名おり、区民から警察へ寄せられた暴力団関連相談についても、平成23年は66件の相談が寄せられる等、都内の情勢と同様、暴力団が区民生活にも影響を及ぼしていることがうかがえる。

2 条例制定の背景と必要性

平成23年10月1日に「東京都暴力団排除条例」が施行され、社会全体で暴力団を排除する気運が高まっているところである。

しかしながら、同都条例はあくまでも自治体としての東京都の役割しか規定することができず、同じ自治体である区市町村の役割までは定めることができない。

そこで、葛飾区においても、区民の安全で平穏な生活の確保と、区で実施する事業活動の健全な発展のため、区の契約に暴力団を関与させない、区の管理する施設を暴力団に利用させないなど、暴力団排除における区の役割を定め、その姿勢を内外に明確に示す独自の条例を制定する必要がある。

3 条例の概要

(1) 目的

この条例は、葛飾区における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定め、もって区民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 基本理念

- ①暴力団と交際しないこと。
- ②暴力団を恐れないこと。
- ③暴力団に資金を提供しないこと。
- ④暴力団を利用しないこと。

(3) 区の責務

区は、区民等の協力を得るとともに、警察署その他関係機関と連携し、暴力団排除活動を推進する。

(4) 区民等の責務(努力義務)

区民等は、基本理念に基づき、次の行為を行うよう努める。

- ①暴力団排除活動に資すると認められる情報を区又は警察等へ情報提供すること。
- ②区が実施する暴力団排除活動に参画又は協力すること。
- ③暴力団排除活動への取り組みを自主的かつ相互に連携して行うこと。

(5) 行政対象暴力に対する対応方針の策定

区は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条第15号から第20号までで禁止する行為（許認可に関する要求、入札参加要求等）等を防止するため、具体的な対応方針等を定める。

(6) 区の事務事業に係る暴力団排除措置

区は、区が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないように、区の契約等の相手方等が暴力団関係者でないことを確認するなど、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講じる。

(7) 公の施設における暴力団排除措置

区は、区が設置する公の施設の利用又は内容が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものと認められるときは、施設の利用を拒否する措置を講じる。

(8) 広報及び啓発

区は、警察署その他関係機関と連携して、広報及び啓発活動を行う。

(9) 区民等に対する支援

区は、区民等が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、区民等に対し、情報提供、助言その他必要な支援を行う。

(10) 青少年に対する支援

区は、青少年の教育に携わる者等が、青少年に対し、暴力団への加入防止及び暴力団による犯罪被害防止のための指導、助言等を円滑に行えるよう、必要な支援を行う。

(11) 区民の安全確保のための措置

区は、暴力団員による東京拘置所付近への出所者出迎え、祭礼、興業その他行事への関与などが区民等に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、警察へ必要な措置を要請する。

4 条例制定により期待できる効果

条例に定めた目的のほか、各規定を効果的に運用することにより、以下の効果が期待でき、暴力団が活動する場をなくせる。

- (1) 区、区民、事業者等の暴力団排除意識の高揚
- (2) 暴力団への資金の遮断
- (3) 青少年を含めた暴力団への人的供給の遮断

5 区民意見提出手続の実施期間及び閲覧方法等

(1) 実施期間

平成24年2月1日（水）から平成24年3月1日（木）

(2) 閲覧方法

防災課、区政情報コーナー、区民事務所、区ホームページにて閲覧

(3) 意見の送付方法

- ① 「意見提出用紙」又は任意の書式、ハガキのいずれかの書式により郵送・FAXのいずれかの方法で防災課へ提出
- ② 区ホームページからの電子申請

(仮称) 葛飾区暴力団排除条例 (案)
区民意見提出手続閲覧資料

平成24年2月
葛飾区防災課

ご意見をお寄せください。(葛飾区区民意見提出手続)

区では、区民の平穏な生活の確保及び区で実施する事業活動の健全な発展のために制定する予定の「(仮称)葛飾区暴力団排除条例(案)」につきまして、区民意見提出手続(パブリックコメント)により、皆様のご意見をうかがいます。

各閲覧場所にある概要・素案等に添付している「意見提出用紙」又は任意の書式、ハガキのいずれかの書式で、ご意見・住所・氏名(団体としてご意見を出す場合は団体名と代表者名)・電話番号を記入し、郵送・ファクスのいずれかの方法でご提出ください。区ホームページからの電子申請でもお寄せいただけます(電話・持参での受付はいたしません)。

なお、お寄せいただきましたご意見については、要旨を公表することはありませんが、個人情報をお載せすることはありません。

今回お寄せいただいたご意見などを考慮し、条例(案)をまとめます。提出されたご意見の要旨と区の考え方は、後日公表します。提出されたご意見全てに対して個別の回答をするものではありませんので、ご了承ください。

【閲覧場所】

防災課(区役所5階)、区政情報コーナー(区役所3階)、
区民事務所、区公式ホームページ

○ご意見募集期間

平成24年2月1日(水)～3月1日(木) 必着

○ご意見提出先・お問い合わせ先

〒124-8555

葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所防災課地域安全担当係

電話 03(5654)8572

FAX 03(5698)1503

○区公式ホームページ

<http://www.city.katsushika.lg.jp/>

～～（仮称）葛飾区暴力団排除条例（案）について～～

現在の暴力団は、振り込め詐欺、薬物密売、殺人、強盗など、多種多様な犯罪に関与しているほか、区民の生活や一般の事業活動の場にも深く介入し、その組織力を背景とした様々な資金獲得活動を敢行しています。

このような状況の中、全国的に暴力団排除の気運が高まり、東京都においても平成23年10月1日に「東京都暴力団排除条例」が施行され、これをもって全ての都道府県で条例が施行されました。

しかしながら、東京都の条例は、都及び都民、都内事業者の役割しか規定することができず、同じ自治体である区市町村の役割までは定めることができません。

そこで、葛飾区においても、区民の安全で平穏な生活の確保と、区で実施する事業活動の健全な発展のため、区の契約に暴力団を関与させない、区の管理する施設を暴力団に利用させないなど、暴力団排除における区の役割を定めるとともに、その姿勢を内外に明確に示し、区民、区内事業者及び関係機関等と連携して暴力団排除に取り組む条例を制定していくこととなりました。

(仮称) 葛飾区暴力団排除条例(案)の概要

1 目的

この条例は、葛飾区における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定め、もって区民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 基本理念

- ①暴力団と交際しないこと。
- ②暴力団を恐れないこと。
- ③暴力団に資金を提供しないこと。
- ④暴力団を利用しないこと。

3 区の責務

区は、区民等の協力を得るとともに、警察署その他関係機関と連携し、暴力団排除活動を推進する。

4 区民等の責務(努力義務)

区民等は、基本理念に基づき、次の行為を行うよう努める。

- ①暴力団排除活動に役立つと思われる情報を区又は警察等へ情報提供すること。
- ②区が実施する暴力団排除活動に参画又は協力すること。
- ③暴力団排除活動への取り組みを自主的かつ相互に連携して行うこと。

5 行政対象暴力に対する対応方針の策定

区は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条第15号から第20号までで禁止する行為(許認可に関する要求、入札参加要求等)等を防止するため、具体的な対応方針等を定める。

6 区の事務事業に係る暴力団排除措置

区は、区が実施する事務又は事業が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないように、区の契約等の相手方等が暴力団関係者でないことを確認するなど、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講じる。

7 公の施設における暴力団排除措置

区は、区が設置する公の施設の利用又は内容が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるときは、施設の利用を拒否する措置を講じる。

8 広報及び啓発

区は、警察署その他関係機関と連携して、広報及び啓発活動を行う。

9 区民等に対する支援

区は、区民等が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、区民等に対し、情報提供、助言その他必要な支援を行う。

10 青少年に対する支援

区は、青少年の教育に携わる者等が、青少年に対し、暴力団への加入防止及び暴力団による犯罪被害防止のための指導、助言等を円滑に行えるよう、必要な支援を行う。

11 区民の安全確保のための措置

区は、暴力団員による東京拘置所付近への出所者出迎え、祭礼、興業その他行事への関与などが区民等に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、警察へ必要な措置を要請する。

(仮称) 葛飾区暴力団排除条例 (案)

(目的)

第1条 この条例は、葛飾区（以下「区」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定め、もって区民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 区民等 区民及び事業者をいう。
- (5) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (6) 暴力団排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより区民の生活又は区の区域内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が区民の生活及び区の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、区及び区民等の連携及び協力により推進されなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、区民等の協力を得るとともに、区の区域を管轄する警察署その他関係機関（以下「警察等」という。）との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進するものとする。

(区民等の責務)

第5条 区民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

- (1) 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区又は警察等に当該情報を提供すること。
- (2) 区が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画又は協力すること。
- (3) 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

(区の行政対象暴力に対する対応方針の策定等)

第6条 区は、法第9条第15号から第20号までに掲げる行為その他の行政対象暴力(暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区又は区の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。)を防止し、区の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

(区の事務事業に係る暴力団排除措置)

第7条 区は、公共工事その他の区の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、区が締結する売買、賃借、請負その他の契約(以下「区の契約」をいう。)及び公共工事における区の契約の相手方と下請負人との契約等区の事務又は事業の実施のために必要な区の契約に関連する契約に関し、当該区の契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するなど、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(区が設置する公の施設における措置)

第8条 区長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で区が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、区が設置する公の施設の利用者について、当該公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるものと認められるときは、当該公の施設の利用について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用を拒むことができる。

(広報及び啓発)

第9条 区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(区民等に対する支援)

第 10 条 区は、区民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、区民等に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(青少年に対する支援)

第 11 条 区は、青少年（18歳未満の者をいう。以下同じ。）の教育又は育成に携わる者が、青少年に対し、暴力団に加入すること及び暴力団員による犯罪の被害を受けることのないよう、指導、助言その他の措置を円滑に講ずることができるよう、警察等と連携し、職員の派遣、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(警察署長への要請)

第 12 条 区長は、暴力団員による東京拘置所の出所者に対する出迎え、暴力団員の祭礼、興業その他の公共の場所における行事への関与、暴力団員の区民等に対する不当な行為その他暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して行う行為により、区民等に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察署の長に対し、区民等の安全及び平穏な生活を確保するための必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

「(仮称)葛飾区暴力団排除条例(案)」について
《ご意見提出用紙》
平成24年3月1日(木)必着

※ 郵送又はファックスによりお寄せください。任意の書式、はがき、
区ホームページからの電子申請のご利用もできます。

ご 意 見			
住 所			
氏 名		電 話	
団体名		代表者	

※ご記入にあたって

- ・団体としてご意見を出す場合には、団体名と代表者名を書いてください。
- ・お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方は、後日公表させていただきますが、その際、個人情報をお載せすることはありません。また、ご意見に対し個別の回答をするものではございませんので、ご了承ください。

【提出先・問い合わせ】

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所防災課

TEL 03 (5654) 8572 FAX 03 (5698) 1503